

議案第9号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

沖縄県への国民健康保険事業費納付金の納付及び沖縄県から示された標準保険料(税)率を踏まえ、本町の国民健康保険特別会計の均衡ある財政運営を図る観点から、税率を改正し、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「21,700円」を「24,700円」に改める。

第6条中「7,200円」を「8,700円」に改める。

第7条の2中「7,400円」を「7,900円」に改める。

第19条第1項第1号ア中「15,190円」を「17,290円」に改め、同号ウ中「5,040円」を「6,090円」に改め、同号オ中「5,180円」を「5,530円」に改め、同項第2号ア中「10,850円」を「12,350円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「4,350円」に改め、同号オ中「3,700円」を「3,950円」に改め、同項第3号ア中「4,340円」を「4,940円」に改め、同号ウ中「1,440円」を「1,740円」に改め、同号オ中「1,480円」を「1,580円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,255円」を「3,705円」に改め、同号イ中「5,425円」を「6,175円」に改め、同号ウ中「8,680円」を「9,880円」に改め、同号エ中「10,850円」を「12,350円」に改め、同項第2号ア中「1,080円」を「1,305円」に改め、同号イ中「1,800円」を「2,175円」に改め、同号ウ中「2,880円」を「3,480円」に改め、同号エ中「3,600円」を「4,350円」に改める。

第21条の2第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。